

様式第3号（別記関係）

会 議 記 録 表 紙

会 議 名 称	令和7年度第1回北本市男女共同参画審議会
開 会 及 び 閉 会 日 時	令和7年7月31日（木） 午前10時～午前11時20分
開 催 場 所	北本市文化センター 第4会議室
議 長 氏 名	吉野道子
出 席 委 員 等 氏 名	望月聡子、上田久美子、新井幸子、深谷忍、 山崎秀秋、内田浩子、茂木好、吉野道子、 内田寿子、鴻野清美、牧野康典
欠 席 委 員 等 氏 名	矢内孝司
説 明 者 の 職 氏 名	総務部人権推進課主査 木村祐紀子、 主任 安藤真名
事務局職員 の 職 氏 名	総務部人権推進課長 金子能也 主査 木村祐紀子、主任 安藤真名

会 議 次 第	1 開 会 2 あ い さ つ 3 議 題 (1) 男女共同参画の推進に関する年次報告書について (2) 令和 7 年度男女共同参画の推進に関する事業の実施計画について 4 報 告 (1) 令和 6 年度男女共同参画関連事業報告について (2) 令和 7 年度男女共同参画関連事業内容について 5 そ の 他 6 閉 会
配 布 資 料	・ 次第 ・ 資料 1 令和 7 年度版男女共同参画の推進に関する年次報告書 ・ 資料 2 男女共同参画の推進に関する事業の進捗状況評価シート（令和 7 年度） ・ 資料 3 令和 6 年度男女共同参画関連事業報告 ・ 資料 4 令和 7 年度男女共同参画関連事業内容 ・ 参考資料 1 令和 7 年度北本市男女共同参画審議会委員名簿 ・ 参考資料 2 北本市男女共同参画推進条例 ・ 参考資料 3 北本市男女共同参画審議会規則 ・ 参考資料 4 北本市情報公開条例（抜粋）、北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）

様式第 4 号（別記関係）

会 議 記 録

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課長	1 開会
	略
会長	2 あいさつ
	—吉野会長よりあいさつ—
	—北本市男女共同参画審議会規則第 5 条 1 項により、 会長が議長となる—
会長（議長）	3 議題
	議題の前に会議の公開・非公開について事務局より説明願う。
人権推進課主任	—会議の公開・非公開について説明—
会長（議長）	事務局から、本会議は原則公開とすること、傍聴人の希望があれば会議資料を閲覧させることについて説明があったが、意見・質問等はあるか。
各委員	—意見・質問等なし—
会長（議長）	それでは、本会議を公開することとし、傍聴人の希望があれば、規則に基づき会議資料を閲覧させることに同意する。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課主査	本日、傍聴人はいない。
会長（議長）	（１）男女共同参画の推進に関する年次報告書について
	議題（１）男女共同参画の推進に関する年次報告書について、事務局より説明願う。
人権推進課主任	—資料１ 令和７年度版男女共同参画の推進に関する年次報告書に基づき説明—
会長（議長）	事務局の説明について、意見・質問はあるか。
望月委員	P. ４８の「保育所の待機児童を減らす」について、子どもの数は年度ごとに大きく異なる。今回の目標達成は子どもの数が減ったことによるものか。
人権推進課長	記載は、令和７年４月１日入所に関する数となっている。子どもの数は減ってはいるが、女性の職場復帰が早くなっていることもあり、待機児童が出ていた。令和６年度に受け入れられる施設を増やしたことが解消につながったと考えられる。
山崎委員	住民票を非公開にする手続きについて、離婚後に子どもに会わせないために利用する人がいる。
人権推進課主査	こちらは、DV等を受けた人のための支援措置という

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山 崎 委 員	制度である。例えば、妻が夫からDVを受けた場合に、避難先が分からないよう加害者に住民票等を取得されないようにする制度である。母親と共に逃げてきた子どもがいる場合は、母親と同様に住民票を取得できないようにするものである。意見の通り、悪用される場合も想像できるが、まずは身の安全を最優先としている。
	また、支援措置とは異なるが、民法の改正により離婚後に父親と母親が共に親権を持つ、共同親権を定めることができるよう制度が改正されたこともあり、離婚後も父母が共に子どもを見る体制へ変化していくと考えられる。
	共働きになったことで、時間的に余裕がなくなった世帯が増えている。この実態について、担当課は把握しているのか。
人権推進課長	各課におけるすべての事業について把握はできていないが、保育課を例に挙げると、共働き世帯が増えていることで保育の需要が増えており、状況を踏まえて事業を行っている。各課においても状況を踏まえて事業を実施していると考えられる。
望 月 委 員	パートナーシップ宣誓制度について、現在利用している人の数は公開されないのか。
人権推進課主任	現在利用している人は、事実婚を含め4件ある。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
牧野委員	男女共同参画の推進に向けて、男性が育児休業を取得しやすくする等施策を行うためには、すべての業務を効率化しなければならない。ワークライフ・バランスの実現に向けて、北本市では、超過勤務時間の縮小やフレックスタイム制度の導入で自由な働き方が実践されているなど、実際に働いていて改善を感じることはあるか。
人権推進課主査	この場で数値を示すことはできないが、フレックスタイムを利用する男性職員が出るなど、良い方向に向かっていると感じる。男性の育児休業取得者も増えてきていると実感している。
牧野委員	超勤に関してはどうか。
人権推進課長	超勤の抑制について働きかけており、毎週水曜日はノー残業デーを実施している。やむを得ない場合を除き徹底されてきている。
牧野委員	勤めていた会社で超勤の抑制の取組を任されていたことがあり、実際に超勤を3～4割縮小できた実績がある。各課の超勤時間がどの程度になっているか、管理者で共有する意見交換会などは行っているのか。
人権推進課長	超過勤務の予算は総務課付けとなっており、各課での超勤時間を総務課へ提出している。超勤の時間が偏っている場合は部内で話し合いを行っている。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
牧野委員	市全体で業務の効率化を行い、生産性をあげて、推進により力を入れていただきたい。
茂木委員	庁内に向かっては男性の育児休業等を啓発しているが、市内事業所については働きかけを行っているのか。
人権推進課長	市内事業所については把握できていない。啓発等について検討していく。
深谷委員	5 ページの審議会等の委員における女性の登用率で、平成 31 年には 31.7% だった数値が令和 2 年には 25.6% と落ちている理由は何か。
人権推進課主任	女性の登用が多い審議会の任用がなかったこと等が理由として考えられる。
深谷委員	一方で県の数値は上昇している。県では、女性の登用率が 40% となるように、ルールを設け強制的に行っており任用には知事の承認が必要としている。課長のみではなく、部長や副知事、知事が意思統一をしたうえで長年取組を行っている。市でもルールを設けないと、各課に任せたままでは 40% 到達は難しい。力を入れて取組む必要があり、市の姿勢が問われるものであると考える。県では、女性の管理職登用についても長年力を入れて取組んでいる。意見として参考にしていきたい。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課長	市としても、庁内全体で意思の統一を図っており、審議会前に開催した庁内の推進委員会では、各課長へ女性の登用について呼びかけを行っている。市では、各団体へ推薦依頼を行っているため、女性の選出を強制することは難しく進まない部分ではあるが、依頼方法を検討するなど女性の登用について推進を図っていく。女性の管理職登用について、女性の管理職が少ない点については総務課でも課題として認識し、女性の管理職を増やすための取組を行っているところであり、引続き力を入れて取組んでいく。
山崎委員	女性管理職の登用については難しい問題であると考え る。
会長（議長）	難しいと思うが、あきらめず前向きな姿勢で取組んでいただきたい。女性であることが理由で浮かないような環境づくりが大切である。
牧野委員	男性の管理職を見て、「自分もこうなりたい」というモチベーションが持てるかが大事である。目標となるような課長が増えることで、女性の方も管理職を目指す人が現れると考える。
会長（議長）	大きな課題ではあるが、あきらめず取組んでいただきたい。
会長（議長）	ほかに意見はあるか。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
各委員	—意見等なし—
会長（議長）	ないようなので、議題（２）へ移る。
会長（議長）	（２）令和７年度男女共同参画の推進に関する事業の実 施計画について
会長（議長）	議題（２）令和７年度男女共同参画の推進に関する事業 の実施計画について、事務局より説明願う。
人権推進課主任	—資料２男女共同参画の推進に関する事業の進捗状況 評価シート（令和７年度）に基づき説明—
会長（議長）	事務局からの説明について、意見や質問はあるか。
望月委員	変更とは、実施内容が変わって変更となったのか。意見 があり変更となったのか。
人権推進課主任	両方である。
望月委員	本会議の意見を受けて変更することもあるのか。
人権推進課主任	本会議前に開催した、推進委員会の意見を受けて変更 している部分もある。本会議で意見が出た場合も、人権 推進課や担当課と検討後に修正を行う。
会長（議長）	ほかに意見はあるか。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
各委員	—意見等なし—
会長（議長）	ないようなので2つの議題について、審議は終了する。
	4 報告
	（１）令和６年度男女共同参画関連事業報告について
会長（議長）	報告（１）令和６年度男女共同参画関連事業報告について、事務局より説明願う。
人権推進課主査	—説明—
会長（議長）	事務局からの説明について、意見や質問はあるか。
各委員	—意見等なし—
会長（議長）	ないようなので、報告（２）へ移る。
	（２）令和７年度男女共同参画関連事業内容について
会長（議長）	報告（２）令和７年度男女共同参画関連事業内容について、事務局より説明願う。
人権推進課主査	—説明—
会長（議長）	事務局からの説明について、意見や質問はあるか。
茂木委員	資料４の１ページ、２パープルリボンキャンペーンの

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課主任	(3) パープルリボンタペストリーの日程に誤りがある。
	修正する。
茂木委員	男女共同参画推進パネル展のテーマはどのように決めているのか。
人権推進課主任	直近のテーマと重複しないように、課内で検討し決定している。
牧野委員	女性相談しか実施していないが、男性相談はないのか。
人権推進課長	男性については、人権相談や市民相談を案内している。
牧野委員	庁内において男性相談ができる場所を把握しているのか。
人権推進課主査	人権推進課へ相談があった場合は、人権相談や市民相談を案内している。
望月委員	資料へ男性相談について記載した方が良い。
人権推進課長	修正する。
会長（議長）	男女共同参画でありながら、女性相談の部分だけ男女ではないのは違和感がある。女性相談を入れるなら、男性の

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
上田委員	相談先についても言及した方が良い。
	男性相談については前年度の審議会でも話題となったが、今後どうするのか。
会長（議長）	今後については、課題として持ち帰り、事務局へ検討していただきたい。
会長（議長）	ほかに意見はあるか。
各委員	—なし—
会長（議長）	ないようなので、議題及び報告について終了とし、進行を事務局へ戻す。
人権推進課主任	5 その他
	—説明—
副会長	6 閉会
	—上田副会長あいさつ—
	—以下余白—